

東京大学教職員に対する感謝状の贈呈に関する実施要綱

平成31年3月22日
総長 裁定
令和2年3月27日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、教職員に対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「教職員」とは、次の各号に掲げる規則の適用を受ける者をいう。

- (1) 東京大学教職員就業規則（平成16年4月1日東大規則第11号。以下「教職員就業規則」という。）
- (2) 東京大学教員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大規則第16号）
- (3) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大規則第20号）
- (4) 東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則（平成16年4月1日東大規則第34号）
- (5) 東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大規則第35号）
- (6) 東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程（平成29年3月22日東大規則第78号）
- (7) 東京大学非常勤講師の就業に関する規程（平成30年3月20日東大規則第82号）

2 この要綱において「勤続期間」とは、東京大学に引き続き在職する期間をいう。

3 この要綱において「人事交流」とは、本学の要請に基づく本学と本学以外の国立大学法人等、その他官公庁等間の異動をいう。

4 この要綱において「早期退職」とは、教職員就業規則第19条の規定による退職をいう。

(感謝状の贈呈)

第3条 総長は、大学としての感謝の意を表するため、次の各号に該当する教職員に対し、感謝状を贈呈することができる。

- (1) 本学において教育研究に尽力し、本学の発展への寄与が認められる者
- (2) 本学において相当の期間引き続き在職し、本学への貢献が認められる者

2 前項の贈呈は、別表の教職員欄及び事由欄に掲げる区分に応じ、同表の基準日欄に掲げる日（以下「基準日」という。）において、当該事由に該当する教職員に対し行うものとする。

3 感謝状の贈呈は、退職を事由として行う場合は、一人の教職員について1回限りとする。相当の期間引き続き在職したことを事由とする場合も同様とする。

4 総長は、感謝状に併せて記念品等を贈呈することができる。

(対象者の推薦)

第4条 部局長は、別表の事由欄に掲げる事由に該当すると認める教職員で、勤務成績の良好な者を総長に推薦することができる。

(感謝状を贈呈する者の決定)

第5条 総長は、前条の推薦に基づき感謝状を贈呈する教職員を決定する。

(勤続期間の計算)

第6条 勤続期間の計算は、教職員となった日の属する月から基準日の属する月までの期間によるものとする。

2 人事交流により本学以外の国立大学法人等、その他官公庁等に職員として在職した期間は、勤続期間として通算することができる。

3 勤続期間に、次の各号に掲げる期間がある場合は、勤続期間から除算する。

- (1) 教職員就業規則第14条第1号から第3号まで及び東京大学教職員休職規程(平成16年4月1日東大規則第24号)第3条第1項(いずれも業務上の傷病又は通勤による傷病による場合を除く。)の規定による休職の期間
- (2) 教職員就業規則第39条第2号の規定による減給が行われた月
- (3) 教職員就業規則第39条第3号の規定による出勤停止が行われた月
- (4) 教職員就業規則第39条第4号の規定による停職の期間

(雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、別に定める。

2 この要綱による感謝状の贈呈は、各部署が同趣旨の取組みを行うことを妨げるものではない。

附 則

1 この裁定は、平成31年4月1日から実施する。

2 この裁定の実施日前に東京大学教職員表彰規程の一部を改正する規則(平成31年3月22日東大規則第98号)による改正前の東京大学教職員表彰規程(平成16年4月1日東大規則第30号)第2条第1項第1号に規定する表彰を受けた者は、この要綱の別表の事由欄に掲げる事由が相当の期間引き続き在職したときに該当するものとして行う感謝状の贈呈を受けたものとみなす。

3 別表の教職員欄(1)に掲げる区分にかかわらず、この裁定の実施日前から引き続き在職する助教にあっては、勤続期間が20年を超えた場合に限り、同表の事由欄に掲げる相当の期間引き続き在職したときに該当するものとして、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する勤労感謝の日(以下「勤労感謝の日」という。)において第3条の規定による感謝状を贈呈することができる。

附 則

この裁定は、令和2年7月1日から実施する。

別表

教職員	事由	基準日	
(1) 教授、准教授、講師及び助教の職にある者 (2) 特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教の職にある者 (3) 非常勤講師	定年により退職したとき。(定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職する場合を含む。)	退職の日	
	早期退職したとき。		
	雇用期間満了により退職したとき。ただし、勤続期間が5年を超え、かつ、55歳以上の者に限る。		
	死亡したとき。ただし、勤続期間が30年を超える場合に限る。		死亡した日
	その他特に必要と認めるとき。		退職の日
(4) 上欄に掲げる教職員以外の教職員	定年により退職したとき。ただし、勤続期間が10年を超える場合に限る。(定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職する場合を含む。)	退職の日	
	早期退職したとき。ただし、勤続期間が10年を超える場合に限る。		
	雇用期間満了により退職したとき。ただし、勤続期間が10年を超え、かつ、45歳以上の者に限る。		
	死亡したとき。ただし、勤続期間が30年を超える場合に限る。		死亡した日
	その他特に必要と認めるとき。		退職の日
	相当の期間引き続き在職したとき。ただし、勤続期間が20年を超えた場合に限る。		勤労感謝の日